

神戸市浄化槽指導要綱

一部改正 昭和63年4月1日
一部改正 平成11年4月30日
一部改正 平成18年4月1日
一部改正 平成26年4月1日
一部改正 平成31年4月1日
一部改正 令和3年4月1日
一部改正 令和5年6月8日
一部改正 令和5年6月28日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、浄化槽の設置（構造又は規模の変更を含む。以下同じ。）並びに保守点検及び清掃について必要な事項を定めるとともに、関係者の責務を明確にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年10月条例第16号）及びその他関係法令の例による。

(浄化槽設置者等の責務)

第3条 浄化槽を設置しようとする者（浄化槽の構造又は規模を変更しようとする者を含む。以下「浄化槽設置者」という。）及び浄化槽管理者は、浄化槽の設置並びに保守点検及び清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障が生じないように努めるとともに、苦情が発生したときは、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

第2章 浄化槽の設置

(設置基準)

第4条 浄化槽設置者は、同一敷地（同一開発地を含む。以下同じ。）内の建築物について浄化槽を1箇所設置しなければならない。ただし、地形等の理由により、市長が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障がないと認める場合は、浄化槽を2箇所以上にわたって設置することができる。この場合において、各浄化槽は、同一敷地内のすべての建築物に係る処理対象人員に基づく次条の排水基準に適合する性能を有するものでなければならない。

- 2 浄化槽設置者は、浄化槽を保守点検及び清掃が容易に行える場所に設置することとし、ちゅう房その他の衛生上支障を来すおそれがあると認められる場所に設置してはならない。
- 3 浄化槽設置者は、浄化槽の周囲に柵を設ける等の安全のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 浄化槽設置者は、浄化槽からの放流水を当該敷地の衛生及び安全上有効かつ適切な方法で排出しなければならない。また、浄化槽からの放流水を、原則として地下に浸透させてはならない。

(排水基準等)

第5条 浄化槽設置者は、次の表に定める水域及び処理対象人員の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有し、かつ、第3章に定める浄化槽の設計・構造基準に適合する浄化槽を設置しなければならない。

処理対象人員 (人)	水域	
	明石川 六甲山 (国立公園内) 志染川	その他
5 ~ 50	20 以下	20 以下
51 ~ 500	10 以下	
501 ~	5 以下	10 以下

備考：単位は、BOD mg/ℓ日間平均値

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、同項の規定を適用しないことができる。
概ね2年以内に公共下水道あるいは農業集落排水処理施設の供用開始が見込まれる区域内に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する場合。

(設置の手続)

第6条 浄化槽設置者は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は第18条第2項の規定に基づく計画の通知（以下「確認申請等」という。）をしようとするときは、確認申請書又は計画通知書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設計計画書（様式第1号）
 - (2) 浄化槽の配置図（浄化槽の位置、浄化槽に流入する設備の名称、設備から浄化槽に流入するまでの経路及び浄化槽から放流先までの経路を明示したもの）
 - (3) 建築物の付近見取図（浄化槽から河川等までの放流経路を明示したもの）
 - (4) 建築物の平面図（処理対象人員の算定の基となる面積を明示したもの）
 - (5) 浄化槽の処理対象人員算定表
 - (6) 浄化槽の設計計算書及び処理工程図
 - (7) 浄化槽の構造図
 - (8) (一財)日本建築センターの型式適合認定書別添仕様書及び図面(当該書類により浄化槽の構造等を明確に説明できる場合は、上記(6)及び(7)を提出する必要はない。)
 - (9) 浄化槽管理等届（様式第2号）
 - (10) (一社)兵庫県水質保全センターの使用開始検査等承諾書の写し
 - (11) 定員証明書（定員による処理対象人員算定をする場合）
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 浄化槽設置者は、浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出（以下「設置届」という。）をしようとするときは、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省建設省令第1号）第3条第1項に規定する浄化槽設置届出書又は第4条第1項に規定する浄化槽変更届出書に、前項第2号から第12号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 3 浄化槽設置者は、浄化槽の計画等に関し、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告（以下「建築基準法の規定に基づく報告」という。）をしようとするときは、第1項第1号から第12号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

第3章 浄化槽の設計・構造基準

（設計・構造基準）

第7条 浄化槽の設計にあたっては、国土交通省告示によるものとする。

- 2 処理対象人員50人以下の浄化槽で放流BOD 10mg/ℓ以下とする場合は、前項の放流BOD 20mg/ℓ以下の浄化槽に国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る処理装置を付加した構造とすることができる。
- 3 前項以外の浄化槽で放流BOD 5mg/ℓ以下とする場合は、第1項の放流BOD 10mg/ℓ以下の浄化槽に別途、国土交通大臣の性能評価の認定を受けた処理装置を付加した構造とすることができる。
- 4 日最大汚水量は日平均汚水量の1.5倍、時間最大汚水量は日最大汚水量を排水時間で割ったものとする。
- 5 放流ポンプ槽を設置する場合、その有効容量は、流量調整機能を有しない原水ポンプ槽と同等とする。

※参考文献

日本建築センター発行 「浄化槽の構造基準・同解説」

日本建築行政会議編集 「浄化槽の設計・施工上の運用指針」

第4章 浄化槽の保守点検及び清掃

（保守点検及び清掃）

第8条 浄化槽管理者（浄化槽の保守点検又は清掃について委託を行った場合にあつては、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者）は、次条で定める浄化槽の保守点検及び清掃の基準を遵守し、所定の性能を維持するように努めなければならない。

（保守点検及び清掃の基準）

第9条 浄化槽の保守点検及び清掃の回数、技術上の基準は、浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）及び関係通知の定めるところによるものとする。

（浄化槽保守点検業者等の責務）

第10条 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、委託を受けた浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用法その他の浄化槽に関する必要な知識の啓発に努めるとともに、浄化槽管理者から浄化槽法第11条の規定による定期検査に係る手続きを委託されたときは、速やかに指定検査機関に連絡しなければならない。

（業務実績等の報告）

第11条 浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者は、浄化槽保守点検業務実績報告書（様式第3号）又は浄化槽清掃業務実績報告書（様式第4号）により、前年度に実施した業務実績等を、次年度12月末までに市長に報告しなければならない。

(施行細目の委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長と建築住宅局長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現に受理されている確認申請等、設置届又は建築基準法の規定に基づく報告に係る手続きについては、改正前の神戸市し尿浄化槽の設置及び維持管理等に関する要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現に受理されている確認申請等、設置届又は建築基準法の規定に基づく報告に係る手続きについては、改正前の神戸市浄化槽指導要綱は、なおその効力を有する。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現に受理されている確認申請等、設置届又は建築基準法の規定に基づく報告に係る手続きについては、改正前の神戸市浄化槽指導要綱は、なおその効力を有する。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現に受理されている確認申請等、設置届又は建築基準法の規定に基づく報告に係る手続きについては、改正前の神戸市浄化槽指導要綱は、なおその効力を有する。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

浄化槽管理等届

年 月 日

神戸市長

あて

住所

設置者

氏名 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

TEL ()

次のとおり浄化槽の設置及び管理をするので届け出ます。

私は、次に掲げる業者と契約し、裏面の遵守事項に従つて浄化槽の設置及び管理を適正に行うとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、問題が生じた場合は、神戸市浄化槽指導要綱第3条の規定に基づいて責任を持って解決することを誓約いたします。

1 浄化槽の概要

- | | | | |
|-------------|--------|-----------------------------|--------|
| (1)施設名 | | 建設の用途 | (住宅、) |
| (2)設置場所 | 区 | 放流先 | () |
| (3)処理方式 | | 処理方式 | () |
| (4)処理対象人員 | 人槽、排水量 | m ³ /日、放流水質(BOD) | mg/l |
| (5)浄化槽製造業者名 | | 型式認定番号 | () |
| | | 兵庫県届出番号 | () |

2 設置及び管理の契約業者

- | | | | |
|-----------|--|---------|-----|
| (1)工事業者 | | 兵庫県登録番号 | () |
| 住所 | | | |
| 会社名 | | | |
| 代表者 | | | |
| (2)保守点検業者 | | 神戸市登録番号 | () |
| 住所 | | | |
| 会社名 | | | |
| 代表者 | | | |
| (3)清掃業者 | | 神戸市許可番号 | () |
| 住所 | | | |
| 会社名 | | | |
| 代表者 | | | |

3 浄化槽の使用開始の報告

(1) 浄化槽の使用開始予定日 年 月 日

(2) 浄化槽使用開始報告書提出予定者 (又は代行者)

住 所

氏 名

4 浄化槽の水質に関する検査

(1) 契約した検査機関 使用開始検査等承諾書番号

(No.)

(2) 浄化槽法第7条の検査予定日 年 月 日

(遵守事項)

ア 浄化槽管理者は、浄化槽法第10条の2第1項の規定に基づいて使用開始報告をすること。

イ 浄化槽管理者に変更があった場合は、同条第3項の規定に基づいて浄化槽管理者の変更の届出をすること。

ウ 浄化槽法第11条の規定に基づく水質検査について、検査の申し込みを浄化槽保守点検業者に代行させる等により確実に受検すること。

※	法令	<input type="checkbox"/> 建築基準法	<input type="checkbox"/> 浄化槽法
	建築住宅局	受付年月日 年 月 日	建築確認番号 第 号
	環境局	受付年月日 年 月 日	受付番号 第 号 建築住宅局送付 年 月 日

※は記載不要

浄化槽保守点検業務実績報告書

年 月 日

神戸市長

あて

報告者 住所 （未成年者にあつては、本人及びその法定代理人の住所）

氏名 （法人にあつては、名称及びその代表者の氏名
未成年者にあつては、本人及びその法定代理人の氏名）

登録番号 神戸市登録第 号

神戸市浄化槽指導要綱第11条の規定により、 年度における浄化槽保守点検業務実績を次のとおり報告します。

- | | |
|---------------|---------|
| 1 営業所の概要等 | 別紙1のとおり |
| 2 当該年度契約基数集計表 | 別紙2のとおり |
| 3 保守点検業務実績 | 別紙3のとおり |

浄化槽保守点検業者名

1 営業所の概要等

(1) 営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地	電 話
	区	

(2) 浄化槽管理士名簿

氏 名	免状の交付番号	氏 名	免状の交付番号

(3) 備置器具の一覧表

器具の名称	形 式	数 量

浄化槽保守点検業者名

2 当該年度契約基数集計表 (年度)

処理対象区分		契 約 基 数
単 独 処 理	5人 ~ 50人	
	51人 ~ 200人	
	201人 ~ 500人	
	501人 ~	
合 併 処 理	5人 ~ 50人	
	51人 ~ 200人	
	201人 ~ 500人	
	501人 ~	
合 計		

浄化槽保守点検業者名

3 保守点検業務実績 (区 枚目)

番号	設置者名	設置場所	処理方式	人槽 (人)	処理水量 (m ³ /日)	清掃業者名	保守点検年月日	作業概要

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

神戸市長

あて

報告者 住所 （未成年者にあつては、本人及びその法定代理人の住所）

氏名 （法人にあつては、名称及びその代表者の氏名
未成年者にあつては、本人及びその法定代理人の氏名）

許可番号 神戸市許可第 号

神戸市浄化槽指導要綱第11条の規定により、 年度における浄化槽清掃業務実績を
次のとおり報告します。

- | | |
|---------------|---------|
| 1 営業所の概要等 | 別紙1のとおり |
| 2 当該年度契約基数集計表 | 別紙2のとおり |
| 3 清掃業務実績 | 別紙3のとおり |

別紙1 (浄化槽清掃業用)

浄化槽清掃業者名

1 営業所の概要等

(1)営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地	電 話
	区	

(2)従業員名簿

氏 名	職 名	認定講習会受講年月日・番号

(3)備置器具の一覧表

器具の名称	形 式	数 量

(4)汚泥の収集運搬車

車 両 番 号	積載量 (kg)	車 両 番 号	積載量 (kg)

浄化槽清掃業者名

2 当該年度契約基数集計表 (年度)

処理対象区分		契 約 基 数
単 独 処 理	5人 ~ 50人	
	51人 ~ 200人	
	201人 ~ 500人	
	501人 ~	
合 併 処 理	5人 ~ 50人	
	51人 ~ 200人	
	201人 ~ 500人	
	501人 ~	
合 計		

浄化槽清掃業者名

3 清掃業務実績 (区 枚目)

番号	設置者名	設置場所	処理方式	人槽 (人)	処理水量 (m ³ /日)	清掃年月日	汚泥量 (kg)	運搬車両番号	処理場名

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

参考

別記様式第2号（第4条関係）

浄化槽変更届出書

年 月 日

神戸市長
特定行政庁（神戸市長）

あて

設置者の住所

フリガナ
氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）

電話（ ） —

浄化槽の構造又は規模を変更したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	区		
2 設置届出年月日			
3 変更の届出及び理由			
4 種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ② その他		
5 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水		
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
7 処理対象人員及び算定根拠	人		
8 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/□	
9 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ()		
10 工事を行う予定の浄化槽工事事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
11 着工予定年月日	年 月 日	12 使用開始予定年月日	年 月 日
13 付近の見取図			
14 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

- (注意) 1 4欄, 5欄及び9欄は, 該当する事項を○で囲むこと。
2 13欄は, 設置位置, 放流経路, 放流先, 方位, 道路及び目標となる地物を明示すること。
3 14欄は, 処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

神戸市長

あて

届出者 住所

フリガナ

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）

電話（ ） —

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※事務処理欄	

(注意)

- 1 ※欄には、記載しないこと。
- 2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする